

セーフティネット保証制度(5号:業況の悪化している業種(全国的))

■ 制度概要

国が指定する全国的に業況が悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。なお、指定業種は3か月ごとに見直されます。

■ 対象中小企業者

1. 国の定めるセーフティネット保証5号の指定業種であること。もしくは指定業種を含めた事業を行っていること。
2. 5号における減少率等の条件を満たしていること。

■ 必要書類

書類	詳細	備考
①認定申請書、添付書類※1	該当する認定要件の認定申請書及び添付書類をご用意ください	市のHPからダウンロードしてください ※添付書類は各認定申請書と一緒にダウンロードできます
②事業概要書	事業概要をご記入ください	市のHPからダウンロードしてください
③事業実態の確認書類※2	法人:決算書一式の写し(直近分) 個人:確定申告書一式の写し(直近分)	【創業1年未満の場合】 事業実態が確認できる書類をご用意ください 例)法人:登記簿謄本等 個人:開業届の写し等
④①で計算に利用した比較対象月の売上が証明できる書類	試算表や法人概況報告書、青色申告決算書の2ページ目等	左記の書類がない場合は事前にご相談ください
⑤事業許認可証の写し	東京都や保健所等から受けている許認可証	許認可が不要な事業を営んでいる場合は不要です

※1 使用する認定申請書がわからない場合は、事前に下記連絡先にご連絡ください。

※2 確認書類の内容と現在の事業実態が異なる(代表者変更や住所変更等があった)事業者は、変更後の事業実態が確認できる書類(登記簿謄本・HP等)を別途をご用意ください。

※ 認定の有効期限は原則30日です。期限が短いため、事前に融資を申請する金融機関へご相談することをお勧めします。

八王子市産業振興推進課 電話:042-620-7252(直通)